

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正について（概要）〔新旧比較表〕

改正前	改正後
①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 ・ 重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応 ・ 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実 ・ 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ・ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制 の整備推進 ・ グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実	① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 ・ 様々なデータを活用した地域移行者数の把握について記載 ・ 希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載 ・ 施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合について 記載 ・ 入所施設における居室の個室化等の推進について記載
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・ 精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性 ・ 都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定	② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・ システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備について記載
③福祉施設から一般就労への移行等 ・ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定 ・ 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定 ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応 ・ 地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組	③ 福祉施設から一般就労への移行等 ・ 就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進について記載 ・ 就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標を新設
④障害児のサービス提供体制の計画的な構築 ・ 市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援 ・ 地域におけるインクルージョンの推進 ・ 都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定 ・ 都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定 ・ 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定 ・ 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について 成果目標に設定	④ 障害児支援の提供体制の整備等 ・ 地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し ・ インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標を新設 ・ のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標を新設 ・ 強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標を新設

⑤発達障害者等支援の一層の充実 ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実 ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進 ・強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進	
⑥地域における相談支援体制の充実・強化 ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実 ・強化等に向けた取組の推進 ・地域づくりに向けた協議会の活性化	⑤ 地域における相談支援体制の充実強化 ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進について記載 ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進について記載 ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載 ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載
⑦障害者等に対する虐待の防止 ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進	⑭ 障害者等に対する虐待の防止等 ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進について記載 ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進について記載 ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携について記載
⑧地域共生社会の実現に向けた取組 ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進	
⑨障害福祉サービスの質の確保 ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実 ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施	⑦ 障害福祉サービスの質の確保等 ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載 ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標を新設 ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載 ・障害児支援における人材育成の重要性を記載
⑩障害福祉人材の確保・定着 ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加	⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上 ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進について記載 ・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標を新設

	・ 障害当事者が研修に関わることの重要性を記載
⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定 ・ 障害福祉 DB の活用等による計画策定の推進 ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進 ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進 ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設	⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備 ・ 様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保 ・ 育成等の重要性を記載 ・ 意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討について記載 ・ 意思疎通支援従事者の養成 ・ 派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者 の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載 ・ 障害当事者に対する I C T機器の利用支援に向けた取組の重要性を記 載
	⑨ 高次脳機能障害者に対する支援 ・ 高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載
⑬障害者総合支援法に基づく 難病患者への支援の明確化 ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等か らの意見の尊重 ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備	
⑭その他：地方分権提案に対する対応 ・ 計画期間の柔軟化 ・ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化	
	⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保 ・ 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載
	⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組 ・ 地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進について記載
	⑫ 住宅セーフティネット制度との連携 ・ 住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、 住宅担当部局や居住支援協議会等との連携について記載
	⑬ 地域差の是正・指定の在り方等 ・ 地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法を記載 ・ サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申 出制度の活用 の要請について記載

	・ 重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する 障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数 の見込みを設定するよう努めることを記載
	⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進 ・ スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載
	⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保 ・ 災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携 について記載 ・ 施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載
適用期日 令和6年4月1日	適用期日 令和9年4月1日